

平成22年3月25日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人関西大学及び学校法人関西大学が設置する学校(以下「本学」という。)の業務に関して、役職員等からの組織的又は個人的な法令違反に関する通報及びそれに関連する相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、不正行為等の早期発見及び是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の役職員等に対して適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 役職員等 次に掲げる者をいう。

ア 本学の役員(理事及び監事をいう。)

イ 学校法人関西大学職員任免規則(以下「任免規則」という。)に定める職員、本学に派遣されている派遣社員及び本学取引先の労働者(これらの退職者(退職後1年内の者に限る。))を含む。)

(2) 通報対象事実 次に掲げるいずれかの事実をいう。

ア 公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)及びその別表に掲げる法律(これらの法律に基づく命令を含む。以下この号において同じ。)に規定する罪の犯罪行為の事実又は法及びその別表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実

イ 法の別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが本号アに掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実(当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。)

(3) 公益通報(以下「通報」という。) 役職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本学又は本学の役員、職員について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本学、当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報又は相談することをいう。

(4) 公益通報者（以下「通報者」という。） 前号における通報又は相談を行う者をいう。

(5) 不正の目的 通報を手段として金品を授受する等不正すなわち公序良俗、信義則に反する形で自己又は他人の不当な利益を図る目的、他人に対して財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の損害を加える目的その他公序良俗及び信義則に反する目的のことをいう。

(6) 連携弁護士 学校法人関西大学法務委員会規程第7条に規定する弁護士をいう。

（統括責任者）

第3条の2 通報に関する業務の統括責任者は、第10条に規定する委員会の委員長（以下「委員長」という。）をもって充てる。

2 統括責任者は、必要に応じて、通報の概要を理事長に報告する。

（通報対応業務従事者）

第3条の3 本学は、通報の処理に関する業務責任者及び担当者（以下「通報対応業務従事者」という。）を所定の従事者指定書をもって定めなければならない。

2 通報対応業務従事者又は通報対応業務従事者であった者は、正当な理由なく通報の処理に関する業務に関して知り得た事項であって通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

（窓口）

第4条 本学は、通報者からの通報を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を法務課に設置する。

2 通報対応業務従事者は、通報の処理に関する業務について、調査権限と独立性を有する。

（利用者）

第5条 窓口の利用者は、役職員等とする。

（通報の方法）

第6条 窓口の利用方法は、面会、書面、電子メール、FAX及び電話とする。なお、匿名により通報が行われた場合、当該通報を信ずるに足りる相当の理由、証拠等があると認められるときに限り、窓口はこれを受け付けるものとする。

（受付）

第7条 窓口以外で通報を受け付けた者は、速やかに窓口連絡するとともに、通報者の個人情報等を保護する。この場合において、受け付けた者は、知り得たことを秘密事項として一切口外しないものとする。

（利益相反関係の排除）

第8条 通報の処理に関する業務に携わる者は、自らが関係する通報の処理に関与しない

ものとする。

(通報への対応)

第9条 窓口は、通報を受け付けたときは、委員長に報告の上(委員長に利害関係又はそのおそれがある場合を除く。)、通報の内容が通報対象事実に該当するか否かについて、速やかに通報対象事実と利害関係又はそのおそれがない連携弁護士に確認を依頼する。この場合において、窓口は、単独で又は連携弁護士と共同して、必要に応じて、通報対象事実に関する予備調査を行うことができる。

2 窓口は、前項により、当該内容が通報対象事実に該当すると判断された場合は、通報対象事実として次条に規定する委員会に付議するとともに、通報者に通報を受領した旨及び調査の要否を含めた今後の対応について通知する。ただし、匿名による通報の場合及び通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

3 窓口は、通報者の個人情報等を保護する。

(委員会)

第10条 通報対象事実に関する事実関係の調査及び通報者の保護を適正に行うため、公益通報者保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の事項について審議するとともに、通報対象事実について、公正中立な立場で速やかに事実関係その他を調査するものとする。

- (1) 通報者の保護に関する全学的な施策に関する事項
- (2) 通報対象事実について付議された事項
- (3) その他公益通報に関する重要な事項

3 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 常任理事会で指名する常勤の役員
- (2) 理事(任免規則に定める職員を除く。) 1名
- (3) 法人本部長
- (4) 総務局長
- (5) 学長室長
- (6) 学長が指名する大学教育職員 若干名
- (7) その他委員長が指名する者 若干名

4 委員長は、前項第1号に規定する常勤の役員のうちから、委員会において選出する。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

6 委員会は、通報対象事実と利害関係のある者が第3項第1号若しくは第2号の委員である場合又はそのおそれがある場合は、監事の出席を求めて意見を聴くものとする。

7 委員会は、調査の進捗状況について、必要に応じて通報者に通知するものとする。

8 委員会は、役職員等に対して通報処理の仕組みやコンプライアンスの重要性について

の教育、啓発その他の必要な対策を行う。

(役職員等の責務)

第11条 通報対象事実に関係する者は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、誠実に協力する義務を有し、虚偽説明、偽装等を行うことなく事実を遅滞なく報告しなければならない。

(措置)

第12条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、委員長は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 調査結果により重大な法令違反等が明らかとなった場合には、委員長は、前項の措置に加え、速やかに関係行政機関及び理事長への報告を行わなければならない。

(通知)

第13条 本学は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、本学の適正な業務の遂行並びに通報者及び関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がないように配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名による通報の場合及び通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

2 調査結果及び是正結果の通知については、窓口を通じて行うこととする。

(不正の目的)

第14条 通報者は、憶測又は虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

(通報者の保護)

第15条 本学は、通報者が通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 本学は、通報者が通報したことを理由として、通報者の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

3 役職員等は、通報者の探索、通報者に対する不利益取扱いや嫌がらせ等を行ってはならない。

4 本学は、通報が不正の目的による場合を除いて、通報者に対して通報によって生じた本学の損害を請求してはならない。

5 前各項の規定は、通報に係る事実調査に協力した者に準用する。

(秘密保持の徹底)

第16条 本学及びこの規程に定める業務に携わる者は、職務上知り得た通報の内容及び調査で得られた個人情報を含む全ての情報について秘密を保持し、又は不当な目的に使用してはならない。退職後も、同様とする。

2 通報の処理に関する業務の一部を連携弁護士等外部へ委託するときは、前項の規定に

準じて当該第三者に対して秘密保持義務を負わせるものとする。

(処分等)

第16条の2 この規程に定める義務に違反した場合は、適切な処分等を行う。

(所管)

第17条 この規程に関する事務は、法務課の所管とする。

(補則)

第18条 この規程に定めのない事項については、法及び関係法令並びに別段の定めがある場合には、その定めによるものとする。

(適用除外)

第19条 この規程に定める事項のうち、本学の諸規程等に別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成24年11月22日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この規程(改正)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2017年7月20日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2022年6月1日から施行する。